

保安指導について

1. 保安指導の概要

保安指導は、鉱山における保安の改善向上を図ることを目的にした制度で、平成18年9月19日に制定（従来の「鉱山保安指導員制度」は廃止）されました。

具体的には、鉱山の鉱業権者が、保安技術やリスクマネジメントの指導を受けたい、又は、社員に保安教育を実施したいという場合に、保安指導員を鉱山に派遣し、指導や教育を行うというものです。

なお、保安指導員に対する旅費等の費用は、国の予算で支払います。

2. 保安指導業務の区分

保安指導業務の区分は、次のとおりです。

(1) 保安技術指導

鉱山保安技術について、指導を行う。

(2) リスクマネジメント指導

リスクマネジメントに関する全般又はその一部について、指導を行う。

(3) 保安教育

保安技術及び実例教育を主体とした保安教育を行う。

3. 保安指導の申込み

保安指導は、保安指導申込書（様式第1号）に記入の上、九州産業保安監督部へ提出して下さい。

なお、予算の制約がありますので、申し込む前に、九州産業保安監督部 鉱山保安課（担当：管理・指導係）にご連絡下さい。